

審 査 基 準

令和 6 年 3 月 1 日作成

法令名	道路交通法
根拠条項	第 8 条第 2 項
処分の概要	通行許可
原権者	警察署長（高速自動車国道等における交通警察に関する事務を処理する警視以上の警察官）
法令の定め	道路交通法施行令第 6 条（通行を禁止されている道路における通行の許可） 道路交通法施行規則第 5 条（通行禁止道路通行許可証の様式等）
審査基準	別紙のとおり
標準処理期間	即日 ただし、事業所等からの多数からなる一括申請については受理した日から 4 日以内 （行政庁の休日を含まない）
申請先	申請は、許可地域を管轄する警察署の交通課窓口に提出して下さい。
問い合わせ先	各警察署もしくは、警察本部交通部交通規制課 （ 0 4 8 ） 8 3 2 - 0 1 1 0
備考	

別紙

(通行許可)

許可の申請を受理した警察署長は、当該申請に係る許可行為が次の 1 から 3 のいずれかに該当するときは、許可をすることができる。

- 1 車庫、空地その他の当該車両を通常保管するための場所（自動車の保管場所の確保等に関する法律等関係法令に違反しない場所に限る。）に出入するため、車両の通行を禁止されている道路又はその部分を通行しなければならない場合。
- 2 身体障害のある者を車両の通行を禁止されている道路又はその部分を通行して輸送すべき場合で次の(1)から(3)のすべてを満たす場合。
 - (1) 通行を禁止されている道路又はその部分を通行しなければ、身体障害のある者が車両を降りて相当な距離を移動しなければならない、そのことが本人及び関係者にとって著しい負担となること。
 - (2) 社会通念に照らして、目的地に到達するためには、車両の通行を禁止されている道路又はその部分を通行する以外の合理的手段をとり得ない状況にあること。
 - (3) 許可された者の通行によって、通行許可の対象道路及び周辺道路の交通の安全と円滑を著しく阻害しないこと。
- 3 上記 1、2 のほか、貨物の集配その他、埼玉県道路交通法施行細則（昭和41年埼玉県公安委員会規則第2号）第3条の2各号に掲げる事情があるため車両の通行を禁止されている道路又はその部分を通行しなければならない場合。